

# 令和2年駒ヶ根市教育委員会第14回定例会 次第

令和2年12月23日(水)午後2時  
駒ヶ根市役所 保健センター2階 大会議室

1 開 会

2 教育長報告

…P 1

3 事業報告及び事業計画

…P 4

・次回定例教育委員会 1月27日(水)午後2時 南庁舎2階 大会議室

4 審議案件

議案第1号 駒ヶ根市学校職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部を改正する  
要綱 …P 6

5 協議事項

(1) 駒ヶ根市公立学校教職員組合の要望書に対する回答について

…P 12

6 報告事項

(1) 令和3年4月入学予定者数について …P 22  
(2) 令和2年度駒ヶ根市成人式の中止について …P 23  
(3) リモート信州駒ヶ根チャリティーマラソンについて …P 24  
(4) 行事共催等承認申請の専決処分について …P 26

7 その他

(1) 令和3年度教育委員会定例会の開催日程案について

…P 27

8 閉 会

# 令和2年度 第9回 駒ヶ根市定例教育委員会 12月23日(水) 教育長報告

「とつぱりと 後くれいし たきびかな」 松本たかし

意味：たきびのあったかさや明るさに見とれていると、後ろを振り返った時にもう日が暮れていて真っ暗な景色が広がってた。



たきびは暖かく安心感があり、ずっと見ていたくなる。昔から、火と人間は切り離せない関係である。建築でも薪ストーブが大流行。実際、火を見ていると落ち着くと宣う人が多い。季節柄、火と出会う機会が多くなる この時期ならではの風物に触れることもコロナ禍の中、好都合かもしれない。

## ◆この一年を改めて振り返る意義（年度初めの校長会で新年の決意に添えて）

とにかくコロナに攪乱され続けた一年でした。コロナに気を取られていると、学校では、先生方が子どもに集中して接することもままならなかつたのではないでしょか。「いつも当たり前であったことが、いかに貴いことであったかよく分かった」と子どもたちの声が感想に見られます。教師にとっても、空気を吸うかの如くに過ぎていく日々を、この際、視点を変えて見つめ直す好機会になったことと思います。

今の自分のやり方がすべて正しいと真一文字に突き進んできてしまったことはないでしょうか。そこに子どもの思いが十分反映されていたでしょうか。

子どもへの4つの真向かい方の『4 M』、「見下さない」「見落とさない」「見逃さない」「見捨てない」は、できているでしょうか。改めてこの一年を振り返ってみてほしいと思います。そして次年度への新たな一步の『歩み始め』としてほしいのです。

## ◆先人の言葉・生き方に学ぶ

### コロナの時代を生きる

『“奇跡の鳥”ダチョウの可能性に懸ける』 京都府立大学長 塚本康浩

- コロナ禍で世界から注目を集めているダチョウの抗体。マスクの表面にダチョウの抗体を施したウィルス防止用のマスクが飛ぶように売れ、生産が追いつかない。
- 約1.5kgの重量があるダチョウの卵一個から4gという、他の動物とは比較にならないほど大量の抗体が採取できる(ウサギやネズミから取れる抗体の4千倍)。
- コロナ禍で痛感した教育のあり方

・オンライン授業が普通に成立してしまうことに、ある種の恐ろしさを感じている。世界をオンラインで結び、同じ教材で授業ができるとしたら、大学の存在意義そのものが問われかねないからだ。



★今の時代、オンラインは強力な武器だとしても、**教育の根本は、人間と人間の血の通った関係にこそある。**

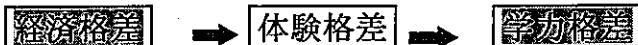
※ 日本のダチョウ研究の第一人者である塚本学長のコロナ禍で痛感した教育のあり方に対する思い「**教育の根本は、人間と人間の血の通った関係にこそある。**」は、ICT教育全盛下にあって、また教育関係者にとって忘れてはならない大事である。見失ってはならない根本である。

## ◆「土曜授業」で体験格差を減らす？（教育時評 9月号 明石要一）

■この30年近くで子どもたちの体験格差が広がった。

○経済格差が学力格差を生むことは検証済み（文科省、国立青少年教育振興機構）

私はこの二つの間に「体験格差」があると主張している。



※「経済格差が体験格差を生み、その「体験格差が学力格差を生む」というベクトルができあがっている。

○平成4年に学校五日制が開始。

- ・子どもの土曜日と日曜日の活動は、結果として家庭に丸投げされた。
- ・子どもの体験格差が端的に表れるのが、学校のない土曜日や日曜日の生活。
- ・豊かな体験をする者とそうでない者の二極化が始まった。

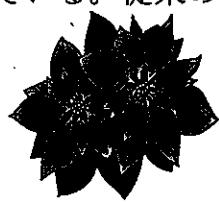
○子どもを取り巻く社会環境、具体的には家庭と地域が大きく変貌している。従来の学校観が消え、家庭と地域の教育力が低下している。

■土曜ならではのプログラムの紹介

○大分県豊後高田市（人口3万人足らず） ※駒ヶ根と同人口

【地域人材の参画の促進】

- ・寺子屋講座…英会話、そろばん、算数・数学、合唱等、PS講座
- ・寺子屋昭和館…放課後補充学習
- ・テレビ寺子屋講座…ケーブルテレビを活用した中学生向け番組の放映
- ・ワクワク体験活動事業…ものづくり体験、3泊4日の集団宿泊合宿
- ・のびのび放課後活動…スポーツ大会の開催



※市民が主体的に参画し、土曜日に多様な教育活動を提供すれば、効果が現れると言っていますが…。

さてさて、どうしたものでしようか……。

『ちよつとやらせて』「内から育つ」姿を求めて※最近の教育関係の様子、新聞、駒ヶ根の子どもの様子、資料

12/3 校長会で赤小より（6年生の事例）

『朝の登校見守り隊の方の奥さんからの手紙より』

- 「今日修学旅行に行ってくるでね。お土産買ってくるね」と見守り隊の方（仮にAさん）に言い置いた子が、帰ってきた日の朝、「おはようございます。お土産買ってきたよ。」「(頭を下げ)これからもよろしくお願ひします」と手渡したという。Aさんは奥さんに「こんなすてきなお土産もらったよ。本当に買っててくれたよ」と笑顔と涙で語ったという。
- 「コロナ感染で何となく気持ちが下向きになっている時、うれしくて本当にいい一日となりました。」というコメントと共に学校や先生方への感謝が添えられていたという。

内から育つ姿は、人の心を明るくする力がある。

この子の行為は、誰かに言われたのでもなく、強制されたものでもない。自らが毎朝の見守られている様子をふり返り、精一杯の感謝の気持ちを限られた小遣いの中から捻出した真実の姿である。これを内から育っている姿と言わず、何と言たらいいだろう。駒ヶ根市教育委員会が求める『内から育つ』具体的の姿がここにある。

※手紙の主は匿名。該当の6年生も氏名・性別が不明。まさに無礙の行為です。

◆御礼

100年前のスペイン風邪に匹敵する新型コロナウィルス感染症にかき回された一年でした。教育委員の皆さんには、コロナ対応の度にご相談に乗っていただき何とかやり過ごすことができました。ありがとうございました。

来年もコロナ対応が継続されますが、変わりなく子どもたちのためにお知恵をお借りしたいと思います。何卒よろしくお願ひモーしあげます。よい年をお迎えください。

# ICTを活用したオンライン教育について

R2.12.18 HONDA

## 1 オンライン授業とは？

- 主にインターネットを介して遠隔で行われる授業 ←（学びの保障）  
○2形態・同時双方向型…Web会議システムを使用して、教師と学習者がリアルタイムで  
映像・音声等によるやりとりをする対面授業に近い形  
・オンデマンド型…学習者が自分の好きなときにインターネットにアクセスして、  
授業映像や授業資料等を用いて学習を進める形

## ○焦点 《2000年の大学教育》

- ・対面授業とオンライン授業の教育効果がいかに同等であるかを担保すること  
①設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行うこと  
②学習者の意見交換の機会を確保すること

↓

## 《大学生と違う、小中校生に対して》

- ・認知度、情意的な側面で未成熟
- ・発達段階に応じたよりきめ細かい配慮が必要
- ・教師の担う役割の重要度が格段に異なる



## 2 対面授業を支えている教師の役割の見直し

- (1)『三方向のコミュニケーション』(学習者に対する教師のコミュニケーション機能)  
①伝える・動かす…説明・演示する等学習者に情報を伝えたり、発問、指示など学習者の活動を促したりする。  
②とらえる……教師の①に対する学習者の反応を捉え、診断する。  
③はたらきかえす…②に基づき、学習者に「結果の知識=KR」として正誤の情報(知的 KR)や励ましや叱咤(情的 KR)をフィードバックする。
- (2)ベテラン教師と教育実習生の授業行動の比較  
・①は差がないが、②③は、ベテラン教師の方が頻繁に行っていた。  
・教師の「プロ」としての指導技術=対面授業の教育効果がここにある  
※オンライン授業の教育効果の同等性確保の焦点もここにある。

## 3 オンライン授業の対面授業との同等性

(※ ①伝える・動かす ②とらえる ③はたらきかえす)

- (1) オンライン授業  
・①については、多彩な情報提示で対面授業より上  
・②③については、学習の成果とその確認が問われる  
" 認知資源の管理をより重視した授業になっている  
[ オンデマンド型 ] … KR の即時フィードバックは期待薄  
子どもの心に響く情的 KR が返せるか疑問

[ 同時双方向型 ] ……即時性は確保できる  
ティスカリ上では子どもの反応をくみ取れない

## (2) 教師の役割

- 『心の資源管理』(田中)  
・子どもが学習に取り組む心の資源には、認知資源(記憶や思考等)と情意資源(意欲や耐性等)があるが、教師は認知資源と比較して、情意資源の管理を遙かに見過ごしてきた。

※子どもが授業中に感じるストレスの緩和には、教師の与えるユーモアが重要

## 4 大事なこと

- 子どもがどのような「気持ちで」学習に取り組んでいるか。  
(=学習の成果を生み出すには、それ相応の心理的な過程がある)  
《融会》
- 対面授業で培われてきた教師の人間味溢れる面白さを、どのようにオンライン授業に反映させるかも重要な視点である。(cf:冗長な情報と考えずに、ユーモアの強さは人の笑顔くらい)
- 実質的な教育効果は、対面授業で大事にされてきた授業スキルをオンライン授業でも実現できるかどうか
- ベテラン教師と若手教師、双方のメリットをしっかりと活用すること  
ベテラン教師が対面授業で熟成してきた授業スキルと若手教師が持っている高い情報リテラシーを重ね合わせていくことが重要。

## 12月分 教育委員会事務事業計画

2020年12月16日

曜日	時刻	事 業 内 容	摘要
1 火	13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
2 水			
3 木	9:30	市内校長会[東中]	教育長、次長、両課長
	13:30	文化財団理事会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
	15:30	文化財団評議員会[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
4 金	15:00	区長会[本庁大会議室]	
5 土			
6 日	9:30	ジュニアリーダー第1回研修会[泰成スポーツフロア]	社会教育課
7 月			
8 火	18:30	スポーツ少年団本部委員会[保健センター大会議室]	社会教育課
9 水			
10 木			
11 金		議会一般質問	教育長、次長
12 土			
13 日			
14 月		議会一般質問	教育長、次長
15 火			次長、両課
16 水	9:00	教育民生建設委員会	次長、両課
	18:30	スポーツ推進委員会[]	社会教育課
17 木	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
18 金	15:45	外国语教育「冬の研修会」(本庁大会議室)	
19 土			
20 日			
21 月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
22 火		12月議会閉会	教育長、次長
23 水	14:00	定例教育委員会[保健センター大会議室]	教育長、次長、両課長
24 木	9:00	教育民生建設委員会協議会[本庁第5会議室]	次長、子ども課
25 金			
26 土			
27 日			
28 月	9:00	庁議[応接室]	教育長、次長
29 火			
30 水			

## 1月分 教育委員会事務事業計画

2020年12月16日

曜日	時刻	事業内容	摘要
1 金			
2 土		成人式[文化センター]	教育長、次長、社会教育課
3 日			
		住事初め式[本庁大会議室]	
4 月	10:30	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
	13:30	部課長会[本庁大会議室]	次長、両課長
5 火			
6 水	9:30	市内校長会[南小]	教育長、次長、両課長
	13:30	園長会[保健センター第1会議室]	子ども課
7 木			
8 金		上伊那教育長部会[伊那市]	教育長
9 土		厄年会[文化センター]	
10 日		出初式[文化センター]	
11 月			
12 火	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
	11:00	県市町村教委連絡協議会[伊那合庁]	教育長
13 水			
14 木	10:00	福祉行政事務指導[保健センター大会議室]	子ども課
15 金		予算理事者査定(教育委員会分)	教育長、次長、両課長
	13:30	民児協定例会[南庁舎大会議室]	
16 土			
17 日		スポーツレク交流会[]	
18 月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
19 火	9:00	予算理事者査定(教育委員会分)	教育長、次長、両課
20 水	13:00	長野県市町村教委県教委理事会・教育行政懇談会[信濃教育会館]	教育長、教育長代理
	14:00	市町村保健福祉担当課長会議[いなっせ]	子ども課長
21 木			
22 金		特別支援員連絡会[保健センター第1会議室]	子ども課
23 土	13:00	県青少年育成県民運動50周年記念大会[ホクト文化ホール]	社会教育課
24 日			
25 月	9:00	庁議[本庁大会議室]	教育長、次長
26 火	10:40	市町村教育委員会連絡会[伊那合庁]	教育長、職務代理
27 水	14:00	定例教育委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、両課長
		市内教職員組合要望書に対する回答[保健センター大会議室]	校長会長、全教育委員、教育長、次長、子ども課
28 木	15:30	就園就学支援委員会[南庁舎大会議室]	教育長、次長、子ども課
29 金			
30 土			
31 日			

## 駒ヶ根市学校職員自家用車の校務使用取扱要綱の一部を改正する要綱

〔令和 年 月 日  
教育委員会訓令第 号〕

駒ヶ根市学校職員自家用車の校務使用取扱要綱（平成5年教育委員会訓令第1号）  
の一部を次のように改正する。

第1条中「自家用車（当該職員またはその配偶者が」及び「をいう。以下同じ。」を削る。

第2条の見出しを「(登録申請及び命令の方法)」に改め、同条第1項を次のように改める。

学校職員の自家用車校務使用登録申請は次によるものとする。

- (1) 自家用車を公務に使用しようとする職員は、県費職員にあっては「自家用車公務使用登録申請書（様式第1号）」により学校長の承認、市費職員にあっては「自家用車公務使用登録申請書（車両管理及び運転者服務規程第16条関係）」により総務課長の承認を受けなければならない。届け出をした車両を更新した場合も同様とする。
- (2) 届け出事項に更新（車両の更新を除く）があった場合は、県費職員は更新表（様式第2号）により学校長の承認を受けること。市費職員は総務課長の指示による。様式第1号を次のように改める。

## 自家用車公務使用登録申請書

校長認印

年月日

学校長様

職名

氏名

印

このことについて、下記のとおり届けますので、許可をお願いいたします。

記

自動車	車名		種別		
	登録番号 (車両番号)		車検証の 有効期間	年月日	
	車体番号				
	初度登録年月		定期点検 整備年月日	年月日	
	取得年月日	年月日			
使用者	免許の種類	免許取得 年月日		年月日	
損害保険	種別	契約先	種類	保険期間	保険金額
	自賠責任			・・～・・	
	任意		対人	・・～・・	万円
	対物		対物	・・～・・	万円
			・・～・・	万円	
備考	・対人賠償保険1億円以上、対物賠償保険500万円以上であること。・土、日限定レジャー用等の保険は不可。 ・車両の変更があった場合には、新たに登録申請を行うこと。また、保険内容に更新等があった場合は、別に定める「更新表」に該当書類の写しを添付し、校長の確認を受けること。 ※・車検証・自賠責保険証・任意保険証・運転免許証の写しを添付すること。				

## 様式第2号(第2条関係)

## ○更新表

氏名

・車検証・自賠責保険証・任意保険証・運転免許証の写しを添付してください。

この更新表は、車検・自動車保険等について有効期間が更新された場合に、自家用車公務使用登録申請書の記載内容と該当項目に相違が無いことを確認する際に使用します。

※更新があった書類のみ提出してください。

提出年月日	更新区分(該当へチェック)		決裁		
	校長	教頭	係		
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 車検	<input type="checkbox"/> 自賠責保険			
	<input type="checkbox"/> 任意保険	<input type="checkbox"/> 自動車免許			

駒ヶ根市学校職員自家用車の公務使用取扱要綱 新旧対照表

改 �正 前	改 正 後
駒ヶ根市学校職員自家用車の公務使用取扱要綱 平成5年2月25日 教委訓令第1号  (趣旨) 第1条 この要綱は、市内小中学校に勤務する職員が <u>自家用車（当該職員またはその配偶者が使用する自家用車（原動機付き自転車を含む）をいう。以下同じ。）</u> を公務に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	駒ヶ根市学校職員自家用車の公務使用取扱要綱 平成5年2月25日 教委訓令第1号  (趣旨) 第1条 この要綱は、市内小中学校に勤務する職員が使用する自家用車（原動機付き自転車を含む）を公務に使用することについて必要な事項を定めるものとする。
(命令の方法) 第2条 自家用車を公務に使用しようとする職員は、県費職員にあっては「 <u>公務使用自家用車届（様式第1号）</u> 」により学校長に届け出、市費職員にあっては「 <u>自家用車公務使用登録申請書（第16条関係）</u> 」により庶務課長の承認を受けなければならぬ。 <u>届け出事項に変更のあったときも同様とする。</u>  2 職員は、自家用車を公務に使用するときは、その都度、県費職員にあっては「 <u>旅行命令票（県様式）</u> 」により、市費職員にあっては「 <u>近隣市町村市内旅行命令（兼車両運転命令）書</u> 」により学校長の命令を受けなければならない。	(登録申請及び命令の方法) 第2条 <u>学校職員の自家用車公務使用登録申請は次によるものとする。</u> (1) 自家用車を公務に使用しようとする職員は、県費職員にあっては「 <u>自家用車公務使用登録申請書（様式第1号）</u> 」により学校長の承認、市費職員にあっては「 <u>自家用車公務使用登録申請書（車両管理及び運転者服務規程第16条関係）</u> 」により総務課長の承認を受けなければならぬ。 <u>届け出をした車両を更新した場合も同様とする。</u> (2) <u>届け出事項に更新（車両の更新を除く）があった場合は、県費職員は更新表（様式第2号）により学校長の承認を受けること。市費職員は総務課長の指示による。</u>  2 職員は、自家用車を公務に使用するときは、その都度、県費職員にあっては「 <u>旅行命令票（県様式）</u> 」により、市費職員にあっては「 <u>近隣市町村市内旅行命令（兼車両運転命令）書</u> 」により学校長の命令を受けなければならない。
(命令基準) 第3条 校長は、自家用車の運行区域が長野県内全域、中部地区の隣接県を中心に、直線距離にしておおむね片道200km程度の地域までとし、次のいずれかに該当する場合に命令できるものとする。 (1) 災害その他緊急を要する場合	(命令基準) 第3条 校長は、自家用車の運行区域が長野県内全域、中部地区の隣接県を中心に、直線距離にしておおむね片道200km程度の地域までとし、次のいずれかに該当する場合に命令できるものとする。 (1) 災害その他緊急を要する場合

- (2) 児童生徒指導、家庭訪問等の巡回用務で用務先が多い場合
- (3) 遠足登山等の実施に伴う事前調査の場合
- (4) 通常利用できる交通機関の運行回数が少ない場合
- (5) 出張人員が2人以上である場合
- (6) 相当大きな荷物等を運搬する場合
- (7) その他校長が特に必要があると認める場合

2 校長は前項の規程にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めた場合は、命令することができない。

- (1) 職員の心身の状態が運転に不適当な場合
- (2) 職員が当該自家用車に係る運転免許を取得してから1年を経過していない場合
- (3) 職員の運転経験が浅く、技術等が未熟である場合
- (4) 職員が交通法規に違反して、過去1年内に運転免許証の取消しまたは停止処分を受けている場合
- (5) 当該自家用車について、対人賠償保険1億円以上（二輪車については1,000万円以上）、対物賠償保険500万円以上（二輪車を除く）の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）の契約を締結していない場合
- (6) 1日の走行距離がおおむね300km又は1日の運転距離がおおむね6時間を超える場合。ただし、社会見学の実施に伴う事前調査等の場合は、この限りでない
- (7) 道路状況が悪く、自家用車の運転に危険を伴う場合
- (8) その他自家用車の整備点検等道路交通に関する法令に定める基準を満たしていない場合

#### （旅費及び実費弁償）

第4条 旅費及び実費弁償の額は、県費職員については、県の旅費規程による額とし、市費職員については、市の旅費規程による額とする。

- (2) 児童生徒指導、家庭訪問等の巡回用務で用務先が多い場合
  - (3) 遠足登山等の実施に伴う事前調査の場合
  - (4) 通常利用できる交通機関の運行回数が少ない場合
  - (5) 出張人員が2人以上である場合
  - (6) 相当大きな荷物等を運搬する場合
  - (7) その他校長が特に必要があると認める場合
- 2 校長は前項の規程にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めた場合は、命令することができない。
- (1) 職員の心身の状態が運転に不適当な場合
  - (2) 職員が当該自家用車に係る運転免許を取得してから1年を経過していない場合
  - (3) 職員の運転経験が浅く、技術等が未熟である場合
  - (4) 職員が交通法規に違反して、過去1年内に運転免許証の取消しまたは停止処分を受けている場合
  - (5) 当該自家用車について、対人賠償保険1億円以上（二輪車については1,000万円以上）、対物賠償保険500万円以上（二輪車を除く）の自動車保険又は自動車共済（以下「任意保険」という。）の契約を締結していない場合
  - (6) 1日の走行距離がおおむね300km又は1日の運転距離がおおむね6時間を超える場合。ただし、社会見学の実施に伴う事前調査等の場合は、この限りでない
  - (7) 道路状況が悪く、自家用車の運転に危険を伴う場合
  - (8) その他自家用車の整備点検等道路交通に関する法令に定める基準を満たしていない場合

#### （旅費及び実費弁償）

第4条 旅費及び実費弁償の額は、県費職員については、県の旅費規程による額とし、市費職員については、市の旅費規程による額とする。

(損害賠償責任等)

第5条 自家用車を公務使用し、交通事故を起した場合における損害賠償については、次によるものとする。

- (1) 第三者に損害を与えた場合 当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において市は、当該自家用車に係る自動車損害賠償補償法による責任保険（責任共済を含む。）及び任意共済の保険金の請求権を代位取得するものとする。
- (2) 当該自家用車がき損した場合、その修繕に要する経費相当額は、市が負担する。
- 2 公務に使用した自家用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においては、前項第2号の例によるものとする。
- 3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、市は当該職員に対して求償することができる。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第1号）

この訓令は、平成14年7月23日から施行する。

(損害賠償責任等)

第5条 自家用車を公務使用し、交通事故を起した場合における損害賠償については、次によるものとする。

- (1) 第三者に損害を与えた場合 当該第三者に対する損害賠償は、公用車の取扱いの例による。この場合において市は、当該自家用車に係る自動車損害賠償補償法による責任保険（責任共済を含む。）及び任意共済の保険金の請求権を代位取得するものとする。
- (2) 当該自家用車がき損した場合 その修繕に要する経費相当額は、市が負担する。
- 2 公務に使用した自家用車が交通事故以外で第三者の責による損害を受け、当該損害の賠償を受けることができないことを立証した場合においては、前項第2号の例によるものとする。
- 3 前2項の場合において、当該職員に故意又は重大な過失があるときは、市は当該職員に対して求償することができる。

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第1号）

この訓令は、平成14年7月23日から施行する。

附 則（令和2年訓令第1号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

教子～  
令和3年1月27日

駒ヶ根市公立学校教職員組合  
執行委員長 降旗 嶽 様

駒ヶ根市教育委員会  
教育長 本多 俊夫

## 回答書

令和2年10月29日付けで要望のありました件について、下記のとおり回答します。

記

### ○今年度の重点要望として

#### <学校における働き方改革推進のための基本方針について>

・30年度より、夏季休業中のお盆休みには学校閉庁日を設けていただきました。また、今年度からは在校等時間を記録するためのタイムカードや休日の留守電を導入していただき、教職員の働き方改革について考え、施策を実施していただきありがとうございます。引き続き、教職員の長時間勤務解消に向けて、検討していただきたいと思います。

#### 【回答】

学校における働き方改革については、中央教育審議会で議論が行われ、平成31年1月25日に答申が取りまとめられました。市教育委員会も答申を踏まえ、学校における働き方改革の取組を進めています。

現在、校務支援システムの導入を検討しています。今後有効にご活用ください。

### 1 学校施設・設備について

#### (1) 破損・不備・老朽化への対応について

学校施設・設備が心地よく整っていることは、教育活動を進めていくため、より教育効果を高めるために必要不可欠です。毎年、学校からの求めに応じ、計画的に予算化していただき、対応くださっていることに感謝申し上げます。特に昨年度は全ての学校の教室にエアコンの設置、今年度は教室への電子黒板の設置を順次に進めていただき、児童生徒の学習環境を改善していただいた点、大変感謝しております。

すぐには改善とならない面もありますが、破損・不備・老朽化によって、子どもたちが学校生活を送り、教職員が教育活動を進めていく上で、負担や危険を感じることもあるのが実状です。今後も計画的な予算化や対応をお願いします。

#### 【回答】

現場の状況をお聞きする中で、緊急性、必要性等を判断し、優先度の高い箇所から整備していきます。特に、安全確保のため必要となる施設整備については、優先的に整備するよう予算確保に努めます。また、多額の費用が必要な整備は、3ヵ年実施計画に計上し、計画的に整備をしていきます。

## 【各校から】

### ○赤穂小学校

- ・机とイスの老朽化がはげしく、子どもたちの服が引っかかってほつれてしまうことがあります。毎年少しずつ予算から購入していますが、それでは間に合わないのが実情です。予算をアップして新しいものの購入をお願いします。
- ・竜東給食センターが古くなっています。建て替えの案が出ているがなかなか進んでいません。早い時期の建て替えをお願いします。また、竜東給食センターの存続をお願いしたいです。
- ・学校東の地下通路の照明が暗いので防犯上も考えてLEDに順次替えていってほしいです。

### ○赤穂南小学校

- ・木部(床・階段)のワックスがけをお願いしたいです。(長持ちさせるため)
- ・トイレの洋式化、臭い防止策をお願いします。
- ・コロナ対策として、水道の自動水栓を進めていってほしいです。

### ○中沢小学校

- ・特別教室の窓に、網戸の設置をお願いします。

### ○東伊那小学校

- ・職員女子トイレを温水便座にしてほしいです。

### ○赤穂中学校

- ・壁、水道、階段、外壁、床、電気…どこからでもよいので、修繕の手をつけて欲しいです。
  - ・テストを自校印刷していますが、きれいに印刷（紙詰まりせずに）できるコピー機を入れて欲しいです。
- ### ○東中学校
- ・授業で活用するために、電子黒板を、授業を行うすべての教室に設置してほしいです。
  - ・体育館の照明をLEDの明るいものにしていただき、ありがとうございます。
  - ・竜東給食センターが老朽化しているので、改修をお願いしたいです。
  - ・かなり老朽化が進んでいるので、体育館の改築をお願いしたいです。
  - ・延長部活時の安全のため、グラウンドへのライトの設置をお願いします。

## 【回答】

各校の実情を踏まえ、緊急性を要するものから優先的に、予算の範囲内で対応します。

網戸の設置については、12月の補正予算により、未設置であった残りの特別教室、体育館を中心に今年度末までに設置します。

トイレの洋式化事業は、年次計画的に整備する予定です。

## (2) 放送機器の更新、整備について

学校の放送設備は、日々の連絡だけでなく、児童会・生徒会活動、各種行事の運営上も欠かせません。また、緊急時の連絡など、子どもたちを災害や不審者から守るためにも重要です。放送機器については、莫大な予算が必要であり、昨年度の回答でも「計画的に予算化するよう努める」との回答を各校でいただいています。昨年度に引き続き、放送機器の更新、個々の故障、不備への対応をぜひお願ひします。

### 【各校から】

#### ○赤穂小学校

- 昭和47年設置の蛍光灯が古くなり複数の教室で交換が必要になっています。また、校舎内のその他の施設も老朽化により修繕が必要な箇所が増えてきているので、学習環境を整えるためにぜひ、修繕の予算を増やして欲しいです。
- テレビはあるが設備が故障していて、校内のテレビ放送ができません。本年度始業式も放送のみでした。新しい設備の設置をぜひお願ひします。

#### ○赤穂南小学校

- だいぶ放送機器が古くなっています、修理をお願いしたいです。

#### ○中沢小学校、東伊那小学校

- 放送室から各教室へ映像が流れるための修理をお願いします。
- 校内の雨漏りの修繕をお願いします。

### 【回答】

今年度は東小の放送設備の更新を実施しました。

各校の放送機器について老朽化が進んでいることは認識していますが、多額の費用を要するため、引き続き、計画的に予算化するよう努めます。

## (3) 職員室等へのエアコン設置について

昨年度、児童・生徒が使用する教室へのエアコン設置を進めていただきましたが、校長室・事務室・職員室には設置されず、猛暑日は30℃を越える室内で業務となりました。子どもたちの前に立つ私たち教職員が健康で安心して業務に取り組めるよう、職員室、校長室、事務室へのエアコン設置を早急に検討していただきたいと思います。

### 【各校から】

#### ○赤穂東小学校

- 職員室へのエアコン設置を早急にお願いします。

#### ○赤穂南小学校

事務室へのエアコン設置をお願いします。

#### ○中沢小学校

- エアコンを各教室に取り付けていただきありがとうございます。ぜひ、職員室、マルチパーパスにもお願いします。
- 学習室に、エアコンと併用できるよう扇風機の設置をお願いします。

#### ○東伊那小学校

- 夏場の職員室はとても暑く、事務室の窓の側に2階用のエアコンの室外機があり、窓を開けることができずにいました。エアコンの早急な設置をお願いします。

#### ○赤穂中学校

- 職員室、事務室へのエアコン設置をお願いします。

#### ○東中学校

- 今年度職員室では室温が33℃を越える日がありました。健康面や作業効率面で不安を感じた職員が多くいました。早急に事務室、校長室、職員室のクーラー設置をお願いします。

**【回答】**

エアコンがないため、労働環境がかなり悪いことは認識しています。設置に向け、予算確保に努めます。  
なお、今年の夏ですが、エアコンの同時起動により、デマンド値（最大需要電力）が上がり、電気料金が大きく値上がりしました。運用指針を確認し、節電に努めてください。

## 2 教職員の配置及び勤務条件について

県費の教職員だけでは、児童・生徒の教育、学校生活を十分に支えていくことは難しいのが現状です。そこで、駒ヶ根市においても市独自の教職員（学校事務職員、学校用務員、特別支援教育支援員、生徒相談員、専科教員、中間教室適応指導員、子どもと親の相談員、不登校生徒支援員）を配置していただいていること、大変感謝しております。

今後も、教職員全体で連携して、児童・生徒の諸課題に対応していくために、市独自の教職員の配置を継続していただくとともに、さらに時間数、配置数の拡大をお願いします。

**【回答】**

学校教職員の皆様の多忙さや、児童生徒や保護者への対応が多様化してきていることは十分承知しています。

市教育委員会では、校長との人事ヒアリングで各校の実情をお伺いし、生徒相談員、専科教員等の必要性を認め市費による職員の配置を行っています。

令和3年度も引き続き、学校事務員、学校用務員、特別教育支援員、生徒相談員、専科教員、中間教室適応指導員、子どもと親の相談員、不登校生徒支援員を配置する予定です。

配置人数や配置時間等については、各校の現状や学校間の均衡を考慮していますが、財政状況も厳しくご要望に添えない場合がありますがご理解ください。

### （1）特別支援教育支援員、不登校生徒支援員の増員について

特別支援学級在籍の児童・生徒や集団不適応の児童・生徒への対応について、市費の教職員の力が大きいです。個別の対応が多く、勤務時間を超えて対応したり、夜の支援会議にも出席したりしている状況なので、今後もこの状況であれば、ぜひ対応する教職員を増やしていただくよう、県への要望もあわせてお願いします。また、市費の職員が多様な対応を正規職員と同様にしていることを考えると、さらなる手当の引き上げをお願いします。

**【各校から】****○赤穂小学校**

- ・外国籍児童の学力保障のために、JICA 学習ボランティアの杉田先生に週1回2時間来ていただき、大変ありがとうございます。
- ・日本語の習得が不十分ななか、同学年の子と同じ学習をするのは大変難しいです。担任も力を尽くしていますが、学習ボランティアの方がいらっしゃらない時は、一人で対応しています。
- ・日本語がほとんど通じない保護者との連絡も難しいのが現状です。
- ・駒ヶ根市内には、本校のみならず他校にも外国籍の児童がいると思います。市として、外国籍児童に対応していただける支援員の増員をお願いします。

**【回答】**

教職員の増員については国・県の対応となりますので、組合から要望をあげていただくようお願いします。

特別支援についての市費職員は、支援員として配置しています。職員間で職務内容や量を見直すなど配慮をお願いします。

また、外国籍のお子さんで言語支援が特別に必要な場合は、外国籍支援員を配置する場合もありますが、お子さんの言語能力の状況で判断しています。

## (2) 養護教諭不在時代替・補助パートについて

養護教諭不在時における代替措置日数について、10日間にしていただきており、ありがとうございます。（赤穂中学校は県費で養護教諭が2名配置となっているため赤穂中を除く）。他の教職員の場合、職免、年休が事前に分かっていれば、校内体制で補充も可能ですが、児童・生徒の急な怪我や病気に対応する養護教諭の場合、他の教職員では充分に対応できません。養護教諭の代替条件の緩和をお願いします。また、代替者の確保についても引き続き対応をお願いします。

### 【回答】

養護教諭の代替条件を職免や年休まで拡大すると、措置日数も拡大せざるを得ませんが、現状では困難ですのでご理解ください（職免については人間ドックについてのみ認める場合があります）。

## (3) 外国語活動への ALT の配置について

小学校外国語活動・外国語のために ALT を配置していただき、より楽しく実践的な授業を行えています。ぜひ、来年度も引き続き ALT の配置をお願いします。また、小学校外国語活動・外国語授業の円滑な実施、より内容の濃い授業構築、教師の授業準備の負担軽減や外国語活動の専門性をより高めるために、支援員の増員をお願いします。

### 【回答】

平成30年度から新学習指導要領の移行期間に対応するため、ALTを2名から3名に増員しました。また、今年度から新たに1名増員を予定しましたが、新型コロナウイルスの影響で来日できません。速やかに派遣されるよう、引き続き派遣元に要望しています。

今後もよりよい外国語教育を目指して、外国語教育委員会を中心に ALT の有効活用・研修等についても検討していきたいと考えていますので、先生方のご意見もお聞かせください。

### 【各校から】

#### ○赤穂中学校

・英語科教員がまだ足りない現状です。市費でもう1人つけていただけないでしょうか。

#### ○東中学校

・学力向上のために少人数学習を多くの教科ができるように、職員の配置をお願いしたいです。

・今年度、消毒ボランティアを配慮していただき、とてもありがとうございます。一方で、学校支援ボランティア（学習支援を除く）の謝金がカットされました。本校では、例年音楽会や音楽部のピアノ伴奏を学校支援ボランティアの方にお願いしてきたので、ぜひ見直してほしいです。

### 【回答】

市費の職員配置については、上記でお答えしたとおりですのでご理解ください。

学力向上のために、市費で職員を配置することは財政的に難しく、さらに人材の確保も難しいと思います。また、教職員の増員については国・県の対応となりますので、組合から要望をあげていただくようお願いします。

謝金については、コミュニティ・スクール枠として特色ある学校づくりの補助金を今年度から10万円増額しておりますので、その中でご検討ください。

## (4) 会計年度任用職員制度について

本年度4月からの会計年度任用職員制度の運用が始まりました。学校という特殊な現場の実情を考慮していただき、市費臨時職員をふくめ、全職員が一丸となって子どもに関わっていくような制度の運用をお願いします。

### 【回答】

来年度の会計年度任用職員の配置は、今年度と同様にパートタイム会計年度任用職員として雇用を継続する予定でいます。

### 3 安全教育・安全確保について

#### (1) 災害時の被害軽減について

体育館の落下防止対策工事等を進めていただき、ありがとうございます。引き続き、体育館天井部に設置されているパネル等、地震の際に落下及び倒壊の危険がないように対応をお願いします。また、学校の校舎内は窓ガラスが多いので、必要な箇所にガラスの飛散防止フィルムを貼るなど、災害時の被害が軽減されるような対応をお願いします。

##### 【回答】

今年度は東小体育館の落下防止対策工事を行いました。これで全ての体育館の落下防止対策が終了しました。  
校舎の窓ガラスは強化ガラス等耐震仕様となっています。

#### (2) 緊急地震速報について

緊急地震速報が各教室で聞こえるような設備をお願いします。地震によって停電等になると放送が聞こえず、情報が行き届かない可能性がありますので、ぜひ放送設備の充実をお願いします。

##### 【回答】

災害対策として重要と考えますが、設備の技術的な確認が必要ですので、検討課題とします。  
なお、各校には停電時でも防災情報が受信できる戸別受信機が事務室に設置してありますので、校内で周知をお願いします。

#### (3) 通学路について

児童・生徒が登下校する際に、歩道が狭い所があり、車も大変速いスピードで子どもの横を通り事故が心配です。また、道幅が狭いため、車の往来が危険な箇所もあります。登下校の安全のため、道路整備のさらなる充実をお願いします。整備を県に訴えていただけるようお願いします。また、市独自で歩道と車道との境にポールを立てる、子どもの通学路であることを表示等ができればさらにお願いします。

##### 【回答】

毎年、地元警察、国、県、市の道路管理者、学校、市教育委員会の参加による通学路安全推進会議を開催しています。危険箇所にはどのような対策ができるか等、児童・生徒が安心して安全に通学できるよう、引き続き関係機関との連携強化を図っていきます。

##### 【各校から】

###### ○赤穂南小学校

・物理的な安全は保たれています。ここ2年で校内、通学路等すばやく対応していただきました。

###### ○赤穂中学校

・外灯の設置をお願いします。

##### 【回答】

現地を確認し、設置できるか検討します。

#### (4) 災害時の通学路確保について

急な土手に囲まれた通学路がたくさんあるので、大雨、台風時の倒木撤去等、今後もすばやい対応をお願いします。また、これから積雪時の通学路の確保が心配です。学校職員、PTA等の協力体制をとりたいと思いますが、市としても早めの対策をお願いします。

##### 【回答】

大雨、台風時には市で道路河川パトロールを行っています。通学路の状況確認について学校からも素早い情報を寄せいただく等ご協力をお願いします。

積雪時には、主要な道路については状況により除雪車による除雪が行われますが、通学路を含め

生活道路全般の除雪については、地域の協力をお願いしています。

市（市教育委員会）は、毎年、冬期積雪時における児童生徒の通学時の安全確保が図られるよう、校長会を通じ、学校・地域・PTA等が連携した「通学路除雪のネットワーク化」の取り組みをお願いしています。

本年度も各校において降雪期前に、地元区・自治組合、PTA等の協力の下、通学路の除雪が行われるよう、除雪ネットワーク会議（駒ヶ根市防災計画記載）を開催するなど協力体制の確認をお願いします。

#### 4 各種教育について

##### （1）ICTの活用について

導入されたタブレットが有効に活用されるよう、無線LANの整備、アプリの導入など活用のための整備や活用のための人的な支援をお願いします。

授業等でパソコンをする際に、インターネットにつながる教室とつながらない教室があります。学習で使用するすべての教室にLANの整備をお願いします。

##### 【回答】

国のGIGAスクール構想に基づき、当市の全小中学校で一人一台端末及び高速通信ネットワークの構築を進めています。令和2年度中にICT教育環境が整いますので、有効にご活用ください。また、活用のための人的支援は、校内の指導者の育成、校外のICT支援員委託などを検討しています。

##### 【各校から】

###### ○赤穂南小学校

- ・財政的に厳しいこともあります、プログラミング教育の実施にともなって、校内のICTの見直しをお願いしたい。（赤穂南小）

###### ○中沢小学校

- ・各教室、体育館など学校敷地内のネット環境の早急な整備をお願いします。

###### ○赤穂中学校

- ・Wi-Fiが今年度設置されるので、ソフト運営経費をきちんとつけて欲しいです。（ハード面ばかりではなく、ソフト面でもお金を使って欲しいです）
- ・ICT教育を進めるためにも活用に必要な物品、施設の拡充が不可欠です。
- ・ICT機器への予算づけをお願いしたいです。市町村間での教育格差につながります。

###### ○東中学校

- ・ICT器機を充実させて、子供達はもちろん教師も安心してスムーズに授業ができる環境を整えてほしいです。
- ・ソフト運営経費をつけて欲しいです。
- ・コンピュータ室のパソコンの入れ替えをしていただきましたが、一斉に立ち上げると正常に起動するまでに10~15分かかることがあります。授業時間が大幅に削られてしまうので、早急な対応をお願いします。
- ・教室へ電子黒板を入れていただきとてもありがたい。特別教室へもお願いします。また、デジタル教科書もお願いします。

##### 【回答】

ネット環境については、各教室、体育館など学校内で利用できるように整備をしています。ソフトの経費については、今後必要なものをお聞きする中で、予算取りに努めてまいります。電子黒板（大型提示装置）は計画的に設置します。また、デジタル教科書についても、國の方針も踏まえながら予算付けができるよう検討します。

## (2) コミュニティ・スクールについて

各校で地域の方と連携をして、独自の特色を生かした活動を行ってきています。コミュニティ・スクールの運営のために、運営委員会等を多くもつことで教職員が過度の負担にならないようお願いします。

地域の方を招き、体験学習を行っていますが、講師の方がご高齢となり、なかなか学習を継続することが難しくなってきています。コミュニティ・スクールの運営に合わせ、今後も長く継続できるコーディネーターの育成をお願いします。

### 【回答】

今年度からは中学でも学校運営協議会が組織され、市内全小中学校でコミュニティ・スクールが始まりました。

コロナ禍により活動の制限はありますが、各校の特色を生かした活動を行って頂いており、今後も各校の学校運営協議会を中心に校長の方針に基づいた活動をお願いしたいと思います。また、人材の確保、育成は課題と認識しており、世代交代も見据えながら、学校支援ボランティアの皆さんのが継続して活動できるよう、学校からもお声がけください。

コーディネーターの育成につきましては、県による育成研修等も開催されています。それらも活用していただきながら継続的な活動ができるよう支援をしていきたいと思います。

## (3) 特別な支援を必要とする児童・生徒への教育について

学習障害や視覚障害のある児童・生徒のため、デイジー教科書（※）を、引き続き各校の実態にあわせて活用できるようお願いします。また、活用のための人的な支援をお願いします。

※デジタル録音図書の国際標準規格デイジーを採用した教材で、パソコンやタブレット型端末で利用する。学習障害や視覚障害のある児童・生徒が学習しやすいよう、音声を聞きながら文字や写真を見たり、文字の大きさや色を変えて読みやすくしたりできる。

WISC-IVの検査用紙の手配や検査の実施、特別な支援を必要とする児童・生徒の相談等、今後も各校の実態にあわせた支援の継続をお願いします。また、検査を他機関での実施するために予算化をお願いします。

### 【各校から】

#### ○赤穂南小学校

・支援を必要とする児童が多いです。支援員さんや相談員さんが厚く配置されていてありがたい。今後も増加など考えていただければと思う。

### 【回答】

デイジー教科書は事務局で学校の希望を取りながら対応しておりますのでご相談ください。また、特別な支援を必要とする児童・生徒の相談等に係る支援についても継続していきます。

WISC-IVの検査については、特別支援教育士による検査を行っています。

## 5 保護者の負担軽減について

### (1) 生活科、総合的な学習の時間への補助金について

生活科、総合的な学習の時間への補助金の維持をお願いします。

### 【回答】

総合的な学習の時間への補助については、来年度も継続を考えていますので効果的な活用をお願いします。

## (2) 要保護・準要保護家庭の就学援助について

30年度には新入学生から入学前支給、給食費の補助率の8割への引き上げ及び現物支給の実施と考慮していただいた対応をありがとうございます。現在実施していただいている就学支援は、生活に困窮する家庭にとっても、それを支える学校にとっても大変ありがたいことです。今後も各学校を窓口とした要保護・準要保護家庭の就学援助の継続をお願いします。

### 【回答】

要保護・準要保護家庭への就学援助は引き続き実施します。今年度は、給食費の全額を現物支給とし、保護者負担の軽減を図りました。学校においても、保護者への就学援助制度の周知等、引き続きご協力をお願いいたします。

## (3) 貧困状態にある家庭の子どもたちへの学習支援について

経済的に不安定な家庭の子どもの声には、家庭生活の中で、学習面・生活面・進学面での不安が多く挙げられています。各学校での放課後学習支援、地域において学習支援を行う場所、人材の支援など、貧困状態にある家庭の子どもたちへの学習支援をお願いします。

### 【各校から】

#### ○赤穂中学校

修学旅行が実施できなかった時のキャンセル料など、準要保護家庭などは市で負担していただけないでしょうか。

### 【回答】

中学校と一部の小学校では学校支援ボランティアによる放課後学習支援が行われています。

他の小学校でも取組を広げていきたいと考えていますのでご協力をお願いします。いわゆる「子どもの貧困」対策につきましては、福祉施策と十分連携して実施していきたいと考えています。

修学旅行等のキャンセル料等ですが、令和2年度に限り、全児童・生徒を対象に、市がキャンセル料等を全額負担する制度を創りました。

## 6 研修について

### タブレット、ICT等の研修の機会や指導者の派遣について

タブレット、ICT等についてハード面での支援は大変にありがたいです。導入されたものに対して現場で活用できるように、研修の機会や指導者の派遣をお願いします。

### 【回答】

ICT関連機器については、導入後に研修の機会を設ける予定です。学校においても、独自研修をするなど、研鑽を重ねていただくようお願いします。

## 7 その他について

### (1) 教職員住宅について

教職員住宅については、台所・トイレ・風呂等の故障箇所をその都度改修していただいている。今後も付帯設備の充実を進めさせていただくようお願いします。

### 【回答】

限られた予算の範囲内ではありますが、必要な整備を行っていきます。

ここ数年は入居者数が減少しています。人が住まないと老朽化等が進んでしまいますので、個々の事情はあるかと思いますが、出来る限りご協力をお願いします。

## (2) 学校に配付する催し物等のプリント精選について

学校現場には様々な行事や催し物への参加依頼や広告等がきます。そうした一つひとつのプリント配付から、時には子どもたちへの説明、また申し込む時の事務作業が生じることもあります。引き続き、教育委員会事務局内で検討していただく等の対応をお願いします。

### 【回答】

学校には日々多くの文書が届くことを承知しています。市教育委員会では内容を確認し、不要と思われるものは送付しないように心がけていますが、学校で疑問に思うような文書がありましたら教えてください。

また、市単独(国や県からの依頼でないもの)の依頼文書のなかで、どうしてもお願いしたいものについては、直接お願いに伺いますが、その他先生方の負担になっているものについては、改善の余地があると思いますので、お申し出ください。

非公開

令和3年度 入学予定者数

## 1 小学校

	男		女		合計 (原級)	合計	クラス数	指定校変更(予定)	
	通常級	特支(副学籍)	通常級	特支(副学籍)				受入	他校へ
赤穂小学校									
赤穂東小学校									
赤穂南小学校									
中沢小学校									
東伊那小学校									
合計									

## 特別支援学校 小学部

	男	女	合計
伊那養護学校 (訪問教育を含む)			
花田養護学校			

22

## 2 中学校

	男			女			合計 (原級)	合計	クラス数	内 訳			指定校変更	
	通常級	特支(副学籍)	私立	通常級	特支(副学籍)	私立				下平区	町2-8	町2-13	受入	他校へ
赤穂中学校														
東中学校														
合計														

## 特別支援学校 中学部

	男	女	合計
伊那養護学校 (はなもの児分教室を含む)			

社教～連絡  
令和2年11月30日

新成人(駒ヶ根市成人式該当者)の皆様 ご家族の皆様

駒ヶ根市教育委員会

### 令和2年度 駒ヶ根市成人式の中止について（通知）

寒冷の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年1月2日に延期をさせていただきました「駒ヶ根市成人式」につきまして、全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、長野県上伊那圏域の感染警戒レベル3への引き上げ、伊那保健所管内での感染者確認などの状況から、実施の可否について慎重に判断した結果、参加者の皆様の安全と安心を最優先に考え、本年度の成人式は中止とさせていただきます。

成人式への参加を楽しみにされ、準備を進められていました新成人の皆様、ご家族の皆様には、誠に申し訳ございませんが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、成人式は一生に一度の機会であり、20歳になった喜びと久しぶりに会う仲間との再会は、とても大切な時間です。成人式は中止とさせていただきますが、本年度の成人式該当者の皆様が、安心して安全にお集まりいただける時期に、市及び実行委員の皆様とともに検討し、仲間と再会し、交流できるイベントを開催したいと考えております。

#### 記

##### ○記念パンフレットの郵送について

現在、実行委員の皆様が「成人式記念パンフレット」を制作しており、製作・印刷ができ次第、該当者の皆様へご郵送させていただきます。

##### 【お問い合わせ先】

駒ヶ根市教育委員会 社会教育課 生涯学習係

電話：83-2111（代表）内線721、722

## リモート信州駒ヶ根チャリティーマラソンについて

1. 開催日 令和2年9月26日（土）から10月11日（日）

2. 参加人数 1,624名（目標4,000名）

内訳 男性1,036名、女性588名

18歳～83歳 47都道府県から参加あり

一般	1,351名×@ 3,000 = 4,053千円
----	--------------------------

エール	234名×@ 10,000 = 2,340千円
-----	-------------------------

ふるさと納税	39名×@ 5,000 = 195千円
--------	---------------------

合計	<u>6,588千円</u>
----	----------------

3. 抽選品 120名

(1) アシックスシューズ	5足
(2) オリジナルマスク	50枚
(3) かつ丼 10杯無料券	10組
(4) ペアロープウェイ年間パス	10枚
(5) リンゴ 21kg	20箱
(6) 早太郎温泉郷ペア宿泊券	5組
(7) 信州アルプス牛 600g	10組
(8) 信州十四豚ハム等セット	10組

4. 特別賞 320名

商品：例年のゼッケンスポンサー、協賛企業等（12社）から購入

（1）全コース対象 ・ ・ 努力賞：47名（距離を走った人）  
ピッタリ賞：33名（距離ゾロ目）

（2）SNS投稿対象 ・ ・ インフルエンサー賞：100名  
フォトジェニック賞：50名  
ナイスデザイン賞：10名（走った軌道の形）  
友ラン賞：10組（仲間で参加）

（3）マラソンコース対象 ・ ・ 最速賞：37名（男女年代別上位3名）  
アップダウンヒル賞：上位10名

（4）一般・駒ヶ根エールエントリー対象 ・ ・ ラッキー賞：16名（参加申込順の下2桁00）

（5）ふるさと納税コース対象特典 ・ ・ 7名（エントリー数5名に1名対象）

## 5. リモートマラソン大会実行委員会会計 収支見込み（令和2年11月現在）

### 【収 入】

項目	主な内容	金額
負担金	駒ヶ根市より	2,400
参加料	参加者	6,588
協賛金	6社	360
その他	繰越金	4
<b>合 計</b>		<b>9,352</b>

### 【支 出】

単位：千円

項目	主な内容	金額
参加賞等	購入及び送料等	4,900
イベント費	印刷、委託料等	1,300
雑役務費	システム委託	1,100
事務費等	賃金・光熱水費等	2,000
<b>合 計</b>		<b>9,300</b>

(1) 市負担金 当初予算 7,500千円の内 2,400千円を収入とする見込み。

(2) TOTOくじ助成金 見込額 約700千円

- ・例年より少額の要因は、通常は対象事業費となる会場設営費等がほぼなかったためである。
- ・助成額については実績報告書提出後の査定により決定のため、年度末に確定の見込みである。
- ・対象事業費の査定状況により増額または減額の可能性がある。

## 6. リモートマラソンの効果

(1) 地元企業への支援額 約5,000千円 (賞品、完走証等印刷費、ホームページ管理料等)

(実行委員会への1人500円の寄附分を企業への直接支援に変更した。812千円を含む。)

(2) ふるさと納税の増加: 約600千円 (例年数人⇒39人。寄付金30千円の内利益率1/2として計算)

(3) 全国47都道府県からの参加があり、駒ヶ根ハーフマラソンの周知に繋がった。

(4) リモートでのマラソン大会開催のノウハウの蓄積ができたことで、今後のコロナ禍での大会運営の選択肢として検討できる。

## R2.14 定例教育委員会報告

## 行事共催等承認申請一覧(専決分報告)

区分	登録番号	行事の名称	団体名	開催日	開催場所	承認
後援	2-042	ありがとうの書展vol.5	萌香書道会	令和3年1月11日(月) ～23日(土)	駒ヶ根市博物館ロビー	承認
共催	2-043	2020/2021シーズンかみいな小 学生スキー・スノーボード教室	駒ヶ根スキークラブ	令和2年12月27日(日)	駒ヶ根高原スキー場	承認
後援	2-044	南信一水会展	南信一水会研究会	令和3年3月6日(土)	かんてんぱぱホール	承認
後援	2-045	JICA海外協力隊 ネパール派 遣50周年記念事業	協力隊ネパール会	令和3年1月9日(土)	地域交流センター	承認

共催 1 件  
後援 3 件  
協賛 0 件  
4 件

承認 4 件  
不承認 0 件  
協議中 0 件  
4 件

## 令和3年度 教育委員会定例会・臨時会の開催日程について

令和3年度の教育委員会定例会及び臨時会の開催日程について、以下の日程で計画したいのでご予定をお願いします。なお、今後必要により変更する場合もあります。（この日程は確定ではありません）

開催月	定例会	曜日	会 場	臨時会	曜日	会 場
4月	27日	火	保健センター 2階 大会議室			
5月	25日	火	"			
6月	29日	火	"			
7月	27日	火	"			
8月	31日	火	"			
9月	28日	火	"			
10月	26日	火	"	1日	金	保健センター 2階 大会議室
11月	30日	火	"			
12月	21日	火	"			
1月	25日	火	"			
2月	22日	火	"			
3月	<del>22</del> 20日	火	"			

※ その他の行事等との調整により日程及び会場を変更する場合があります。

※ これまでの例に倣い月末の火曜日を基本にしています。